

香港

目次

概要	・・・ 1
代理人制度	・・・ 2
特許制度	・・・ 3
意匠制度	・・・ 5
商標制度	・・・ 8
模造品対策	・・・ 11

概要

加入条約	香港への特許出願に直接適用される条約はない。 香港の標準特許出願又は短期特許出願は、S I P O、U K I P O、又は、E P Oのいずれかの特許庁にした指定特許出願が登録される必要があり、当該指定特許出願に適用された条約上の利益（優先権主張、国際出願日等）が受けられる。 すなわち、香港への特許出願については、指定特許出願に適用された条約上の利益を、基礎登録を介して受けることができる。
出願言語	中国語、英語（指定特許出願による。）
所管官庁	Intellectual Property Department（香港特別行政区政府知識産権署）
住所	24/F & 25/F Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong
電話	(852)2961 6901
ファクシミリ	Patents and Designs Registries : (852)2838 6315 Trade Marks Registry: (852)2838 6082 / (852)2574 4345
Email	enquiry@ipd.gov.hk
ウェブサイト	E-filing https://iponline.ipd.gov.hk Online Search http://ipsearch.ipd.gov.hk

（上記は、代理人情報でなく、香港特許庁のHPから）

代理人制度

- (1) 代理人に必要な資格：なし
- (2) 資格の取得の要件：なし
- (3) 外国からの案件に関しクライアントを代理するために、特に資格は必要なし。
- (4) 代理人事務所の業務例：
出願（特許、実用新案、意匠、商標）
- (5) 利益相反行為に関する制限がある。法文化されているか？
- (6) 国内の代理人協会について

①名称：APAA Hong Kong

会員数：118

協会の連絡先：電話 852-28681234/ fax 852-28451637

住所: c/o 6/F, Prince's Building, Chater Road, Central, Hong Kong

- ・加盟は必須でない。
- ・特許庁の監督を受けない。
- ・主な活動：IP事項の研究、会員へIP情報の提供
- ・協会は、外国人に、工業所有権法の改正、注目すべき判決等を提供する。
- ・協会は、代理に関する費用を特に規定していない。

②名称：The Hong Kong Institute of Trade Mark Practitioners Limited

会員数：100以上

協会の連絡先：電話 852-2530 4082/ fax 852-2804 6745

E-mail address：info@hkitmp.org

- ・加盟は必須でない。
- ・特許庁の監督を受けない。
- ・主な活動：
 - 1 実務に関する意見交換のためIPDと定例会、最新情報の入手（電子化、セミナーの開催、新法等）
 - 2 IPDとの会合、実務に関するIPD Circulars、セミナーの詳細に関する情報を会員に、定期的に配布/工業所有権法や実務に関し、会員から情報を入手。
 - 3 香港で、商標や他の工業所有権業務に実務に携わる専門家の支援
 - ・協会は、外国人に、工業所有権法の改正、注目すべき判決の周知、工業所有権に関する最新情報等を提供する。
 - ・協会は、代理に関する費用を特に規定していない。

特許

1. 一般

適用法令 特許条例

保護の種類は、特許のみ

2. 保護対象

(1) 発明の定義

産業上利用可能で、新規で、進歩性がある場合は、特許を受けることができる

(2) 不特許事由

- ・ 発見、科学的理論若しくは数学的方法
- ・ 美的創作物
- ・ 精神的活動を実行し、遊戯を行い若しくは事業を行うための計画、規則若しくは方法、又はコンピュータ・プログラム
- ・ 情報の提供
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物の生産のための本質的に生物学的な方法（微生物学的方法又は当該方法の製品を除く）

3. 登録要件

(1) 産業上の利用可能性

外科的処置又は治療による人又は動物の体の処置の方法及び人又は動物の体を実施される診断の方法（これらの何れかの方法により使用される製品、特に物質又は混合物は除く）

(2) 新規性

公知、公用、文献公知は世界主義を採用

(3) 進歩性

技術水準を考慮して、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、進歩性を有するものとみなす。

(4) 発明の単一性

単一性の規定なし

ただし、短期特許出願の場合は、独立クレームは1つに限られる

4. 出願手続

(1) 出願人となり得る者

標準特許付与を求める出願人は、次の者である。

(a) 発明の特許につき指定特許出願における出願人として指名されている者、又は香港における指定特許出願に基づく権利の権原承継人、又は

(b) (a)に規定の者に優先して、香港における発明の所有権の権利者発明者又は譲受人

(2) 必要な情報及び書類

《標準特許》

- ①指定特許出願の出願番号、出願日、公開番号、公開日
- ②出願人の氏名及び住所、発明者の氏名
- ③発明の名称
- ④優先権主張を行うか否かの陳述書
- ⑤指定特許の出願の公開公報の写し（第1段階）及び指定特許の特許公報の写し（第2段階）
- ⑥標準特許出願に関する手続は、指定特許庁に出願された特許出願に基づく手続と（第1段階）と、指定特許出願の登録後に行う手続（第2段階）が必要

《短期特許》

- ① 出願人の氏名及び住所、発明者の氏名
 - ② 発明の名称
 - ③ 明細書、要約書
 - ④ 優先権証明書及び訳文（英語又は中国語）
 - ⑤ PCT国際調査機関又は指定特許庁によるサーチレポート
 - ⑥ 譲渡証
- (3) 電子出願は可能
- (4) 出願言語は、英語又は中国語

5. 審査手続

香港では標準特許及び短期特許について実質的に審査を行わない
指定特許出願が指定特許庁で登録されると、標準特許が香港において承認される

6. 登録

- (1) 標準特許の存続期間は指定特許出願の出願日から20年
短期特許の存続期間は短期特許出願日から8年
- (2) 標準特許の登録までの期間は、指定特許に依存する
短期特許の登録までの期間は、約6月～1年
- (3) 年金
標準特許は、香港特許登録の3年目から更新費用の納付が必要
短期特許は、結婚出願日から4年後に更新費用の納付が必要
なお、これらの期間を徒過しても6月以内に年金を納付可能

7. その他

- (1) 登録までの費用
標準特許は、約1100ドル（米ドル）の費用がかかる
短期特許は、約560ドル（米ドル）の費用がかかる

意匠

1. 一般

適用法令 意匠条例

2. 対象

(1) 定義

工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であつて、完成物品において視覚に訴え、かつ、視覚で判断されるものをいう。ただし、次の事項を含まない。

(a) 構造についての方法又は原理

(b) 物品の形状又は輪郭の特徴で、

(i) 当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるもの、又は

(ii) 当該物品が創作者の意図により他の物品の不可欠な部分を形成するものであり、当該他の物品の外観に依存しているもの

3. 出願手続

(1) 必要な情報及び書類

①意匠の名称

②図面又は写真

③ロカルノ分類

④出願人の氏名及び住所

⑤優先権証明書及び訳文（英語又は中国語）

⑥譲渡証

(2) ロカルノ分類の同一分類に属する意匠は、一出願に複数の意匠を含めることが可能

(3) 組物の意匠について出願が可能

(4) 動的意匠のバリエーション登録は認められる

(3) 新規性喪失の例外規定

①次の理由のみにより、意匠登録出願が拒絶されることはなく、かつ、意匠の登録が無効にされない

(a) 所有者が、他の何人かに対し、その者が意匠を使用し又は公表すれば誠意に反するような状況において、当該意匠を開示したこと

(b) 意匠の所有者以外の者によって、誠意に反して当該意匠が開示されたこと

(c) 登録を意図する新規又は独創的な繊維意匠の場合において、当該意匠が適用される物品の最初の、かつ、秘密の発注を受けたこと、又は

(d) 意匠の所有者が、政府部局又はその意匠の価値を検討する権限を政府より与えられた者に対して、意匠について通知したこと、又は当該通知の結果なされた事柄

②意匠登録出願が博覧会の開催後6月以内になされるときは、次の理由のみによつては、当該出願が拒絶されることはなく、かつ、意匠登録が無効にされない

(a) 意匠の表示、又は当該意匠が適用された物品を、当該意匠の所有者の同意を得て公式国際博覧会

で展示したこと

(b) (a)にいう展示の後及び博覧会の期間中、当該意匠の表示、又は当該意匠が適用された物品を所有者の同意なく何人かが展示したこと、又は

(c) 当該意匠の表示が、(a)にいう展示の結果として公表されたこと

なお、「公式国際博覧会」とは、1928年11月22日にパリで署名され、随時改正又は修正された国際博覧会に関する条約及び当該条約議定書の条件内の公式又は公式に承認された国際博覧会をいう。

4. 審査

実体審査は行われない。方式要件を充足すれば登録される

5. 方式審査

(1) 補正指令から3ヶ月以内に対応する

(2) 登録官の決定又は命令に対する上訴

①細則に別に定める場合を除き、本条例に基づく登録官の決定又は命令に対しては裁判所に上訴することができる

②意匠登録出願に関する本条例に基づく上訴は、裁判所が他の指示を与えない限り、非公開で審理されるものとする

③本条例に基づく上訴において、

(a) 登録官は、自らの決定又は命令を支持するため出廷し、代理され、また審理を受ける権利を有するものとする

(b) 登録官は、裁判所が指示する場合は、出廷しなければならない

④本条例に基づく上訴において、裁判所は、上訴が提起される原因となった手続において登録官が行使用することができた権限を行使することができる

⑤本条において、「決定」は、本条例により又は基づいて与えられた裁量権の行使における登録官の行為を含む

6. 登録

(1) 一般的に、出願から6ヶ月～1年で登録となる

(2) 存続期間は香港出願日から最長25年

(3) 登録公報は発行される

7. 権利範囲

意匠条例には排他権について規定されていない。

しかし、意匠条例第5条には、次の意匠と同じ場合、新規とみなしてはならないと規定されている

(a) 意匠が出願された同一の物品に関し又はその他の物品に関して登録されたか否かに拘らず、先願により登録された意匠、又は

- (b) 意匠が出願された同一の物品に関し又はその他の物品に関して公表されたか否かに拘らず，出願日前に香港又はその他の場所で公表されている意匠

商 標

2011年11月

1. 一般

適用法令 商標法 (Trade Marks Ordinance)

所管官庁 香港知的財産庁の商標登録局(Trademarks Registry of Intellectual Property Department of Hong Kong)

(1) 使用

登録されるために使用は必要でなく、出願時に「使用の意思」で十分である。

(2) 商品分類

国際分類を採用する。国際分類に基づいた国内分類は特にない。商品及び役務の類否を決める基準がある。多区分出願ができる。クラスヘディングでの出願ができる。小売業は、クラス35で指定できる。

(3) 商標

立体商標、音・においの商標は登録される。特定方法は、音・においを詳しく説明する graphically な表現。

(4) データベース

誰でもアクセス可能なデータベースがある。言語は、中国語及び英語。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

出願人の詳細；商標の表示；指定商品・役務；優先権主張の場合はその旨。

公証又は領事認証の書類は必要でない。標準文字の出願ができる。優先権主張をする場合でも、優先権証明書の提出は不要である。団体商標・証明商標の出願ができる。

(2) 外国語出願はできない。

(3) 電子出願ができる。

3. 審査

(1) 審査内容

実質審査をする。相対的理由と絶対的理由の審査をする。

(2) 補正：

商標出願の手続中は、いつでも補正ができる。出願時の範囲を超えない範囲で、商標庁に補正書を提出することにより補正ができる。商標の補正ができる。

出願人名義で登録されていれば、既に登録された商品・役務を加えて、まとめて出願することができる。

(3) 拒絶理由の対応：

最初の審査通知は、6ヶ月程度で、2回目の審査通知は3ヶ月程度で通知される。

コンセンツの提出により拒絶理由の解消ができる。

コンセンツに記載する内容は、「引用商標の商標権者は、出願商標が、指定商品・役務について香港で使用・登録されることに対する同意を確認する。(The owner of the cited mark should confirm the consent to the use and registration of the applied-for mark in specified classes or goods/services in Hong Kong.)

権利不要求の提出は、拒絶理由を解消しない。登録官が出願を受諾したときに公告される。

公告から3ヶ月間、第三者の異議申立制度がある。

最終拒絶に対し、決定の日又は命令の日から28日以内に、裁判所に不服申立ができる。

4. 登録

(1) 存続期間

存続期間は、出願日から10年間である。更新制度があり、更新には特に書類は必要でない。更新出願は審査されない。

(2) 商標権の範囲：

商標権は、登録商標の指定商品・役務と同一・類似の商品・役務の類似商標をカバーする？

5. その他

(1) 不使用取消審判制度

3年の不使用により取消される。第三者が不使用取消を請求したときは、商標権者は、商標の使用証拠又は不使用の理由を述べた宣誓書を提出しなければならない。

(2) 使用許諾

登録制度はあるが義務ではない。

(3) 外国出願人が留意すべき点

香港は、マドリッド協定議定書には加盟していない。

出願前に、商標の登録性について、登録官にアドバイスを求めることができる。また、香港は、先願主義を採用するので、できるだけ早期に出願することを勧める。

以上

情報提供協力者

氏名： MS. BESSIE WONG

事務所名： LIU, SHEN & ASSOCIATES

住所： ROOM 3716, 37TH FLOOR, SUN HUNG KAI CENTRE, 30 HARBOUR ROAD,
WANCHAI, HONG KONG

TEL: 852-2877-7755

FAX: 852-2511-7326

Email: liushen@biznetvigator.com

ウェブサイト: <http://liushen.com.hk>

岩切先生のデータ協力者

氏名：毛 立群

事務所名：CHINA PATENT AGENT(H.K.)LTD

中国專利代理（香港）有限公司

TEL:00852-2828-4688

FAX:00852-2827-1018

Email : patent@cpahkltd.com

ウェブサイト : <http://www.cpahkltd.com>

模倣品対策

I. 税関による水際措置または境界措置（侵害物品の通関保留措置）

注：香港税関は、登録商標や著作権に対する権利侵害の訴え、また虚偽の取引表示に対し、通関貨物のみならず、市場販売品までを対象に、取り調べ、搜索および差し押さえなど広範囲の権限を有し、模倣品による知的財産権の侵害に関しては、警察の機能一部を有するので、他の国の税関とは異なる仕組みになっている。

1. 関連法律

香港法例第 60 章輸出入条例（Import and Export Ordinance）はすべての貨物について申告書及び積荷目録を要件として義務付け、また光ディスク原版及び複製機器の輸出入についてライセンス要件を課しているが、それと別に、以下の法律及び規則が水際・境界取締り手段について規定している。

香港法例第 528 章《著作権法》

香港法例第 544 章《著作権侵害防止法》

香港法例第 362 章《取引表示法》（Trade Descriptions Ordinance）

2. 税関での差し止め対象となる輸出入商品の種類

著作権と商標権に係る物は税関での取り締まり対象とされている。

著作権：

独創的な文学、演劇、音楽、芸術、音声の録音、映画、放送或いはケーブル放送番組、出版物印刷用の製版などを含む作品

取引表示：

登録商標に関わる全ての商品（役務は除外）では偽造商標を使用した、或いは虚偽の取引表示を付したものの

3. 通関保留手続の概要、4. 必要な書類

(1) 海賊版や模倣品などの侵害品が存在した場合、またはそのような商品が香港に搬入されようとしているという有力な情報があった場合、何人も、香港税関に対してその事実を告訴する権利を有している。税関のホットライン、ファックス、郵便或いは電子メールなどの手段で香港税関に告訴することができる。告訴の際に、以下の書類が必要になる。

- 権利の存在とその所有権に関する証拠（例えば、登録証や著作物に関する書類など）
- 侵害の証拠（例えば、侵害品目と本物のサンプル、レシートなど）

- 申立人は権利者自身ではない場合、権利者の書面的な授權を得てから代表としてレコデーションの申請と後続の刑事訴訟或いは他の法律手続への協力をする
- 資格のある者に、検査員として侵害商品の真偽鑑定に協力し、法院において検察側証人として証言することを書面上委任

なお、現時点で侵害品が見つかっていなくても、権利者は税関にレコデーション（当該商品に関する商標又は著作物の記録）を届けることもできる。その届けをしておけば、後日税関が職権で侵害被疑品を発見した場合、税関から連絡してもらえる。

(2) 権利者は、著作権被疑侵害や商標偽造被疑商品が輸入される合理的根拠をもっている場合、該輸入品の留置命令（detention order）を第一審裁判所へ請求することができる。権利者によって提出された証拠が、当該商品が明白に商標を侵害していると判断できる場合、裁判所は税関に対して当該商品の押収又は留置の命令を発行する。（そのような請求を行う前に、権利者は税関に通知しなければならない。）請求の際に、権利者は裁判所へ宣誓供述書を提出して、権利の存在及び自分が権利の所有者であることを宣誓する必要がある。

(3) 税関は、権利者の申し立てがない場合でも、職権で取締りを開始することがあるので、通関手続中、模倣品又は侵害物が刑事捜査を必要とする合理的疑いを有する場合、権利者の請求なしに、職権によりそれらの物品を仮保留することもできる。その後は、調査の協力を求めるため、権利者に連絡し、必要な情報を求める。

5. 問合せ先

香港税関（Customs and Excise Department）

申し立て：

Customs Hotline (24-hour) : (852) 2545 6182

Fax : (852) 2543 4942

Mail : Commissioner of Customs and Excise

G.P.O Box No. 1166

問い合わせ：

Enquiry Hotline (24-hr) : (852) 2815 7711

Fax : (852) 2542 3334

E-mail : customsenquiry@customs.gov.hk

香港知的財産署（Intellectual Property Department）

24/F & 25/F Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong

Office Hours Monday to Friday 9am - 5:45pm

Telephone: (852)2961 6901

Fax: Patents and Designs Registries : (852)2838 6315

Trade Marks Registry: (852)2838 6082 / (852)2574 4345

Email: enquiry@ipd.gov.hk

Website <https://iponline.ipd.gov.hk>

II. 模倣に対する刑事的救済

1. 刑事罰の種類及び内容、2. 刑事罰を課するための要件

著作権

《著作権法》第 118、119、120 条の規定により、著作権所有者の許可なしに、下記いずれの違法行為を行った者に対し、刑事罰として、侵害品の一件につき最大五万香港ドルの罰金、または最高 4 年までの懲役が科せられる。

- 取引/業務の過程、或いは、取引/業務の目的で侵害品を製造、販売又は所持すること；
- いかなる目的で侵害品の配布により著作権所有者の権益損害までもたらすこと。

侵害品の製造に用いたものを製造、所持又は輸出入する場合、刑事罰は、最大五十万香港ドルの罰金、及び最高 8 年までの懲役が科せられる。

なお、今までの判決で、最高の懲役刑は 48 ヶ月、最大の罰金刑は 198 万香港ドルである。

商品説明

《取引表示法》第 7(1)、9(1)(2)、12(1)条の規定により、下記いずれの違法行為を行った者に対し、刑事罰として、最高五十万香港ドルの罰金または最高 5 年までの懲役が科せられる。

- 商標偽造に係わる商品の輸出入/販売；或いは
- 販売の目的で商標偽造に係わる商品を所持していること
- 販売、取引又は製造の目的で虚偽の商品説明を付した商品を所持していること

なお、今までの判決で、最高の懲役刑は 27 ヶ月、最大の罰金刑は四十万香港ドルである。

3. 刑事訴訟手続の概要

告訴権者

刑事告訴を行うのは税関となるが、税関は事前に権利者に必要な情報や証拠を求めるので、その際、レコーディング申請が必要となり、その要件は下記の通りである。

- 申請人が商標又は著作権の所有者又はその正式の代表であること。
- 所有権を証明する書類があること。
- 侵害が香港において行なわれていること。
- 権利者によって押収物の真偽鑑定及び法院における証言を行なうために検査員が指名されていること。

告訴期間

著作権

《著作権法》第 120A 条及び《著作権侵害防止法》第 36D の規定により、違法行為の犯した日より三年満了後に起訴することができない。

取引表示

取引表示法第 19 条の規定により、(a) 違法行為の犯した日付より 3 年；或いは(b) 検察官が当該違法行為を発見した日より 1 年満了後（早いほうに基づき）、起訴することができない。

告訴状の書き方および委任状

税関への告訴は電話、ファックス或いは電子メールで簡単にできるが、後続段階において、捜査協力のために、権利者は税関から指定されたフォームに、申請人の個人情報（氏名、連絡先など）、所有権の明細（商標の登録番号或いは著作物の類別、名称、作者、出版日、出版地など）、権利所有者、香港における代理人と検査員の情報などを記入すると共に、登録証書を添付して提出する必要がある。もし申し立ては代理人を通じて行われる場合、委任状を提出することが必要になる。

I の 3. に既述のように、権利者は裁判所へ留置命令の発行を請求することができる。その際に必要な宣誓供述書には、権利者は次の内容を盛り込むべきである。

- 自分が権利の所有者であること。
- 宣誓供述書に示されている商標のコピーが、正しいものであること。
- 申請の根拠（当該商品が明白に権利を侵害しているという判断の根拠となった事実を含む）。
- 当該物品を税関が容易に認識できるようにするための、当該物品に関する詳細な説明。
- 物品の輸送方法に関する詳細、搬入日、及び（可能なら）輸入業者を識別するための詳細情報。
- 上記のほか、裁判所に求められる情報及び書類。

告訴受理機関

香港での知的財産権（商標権及び著作権）の侵害に対する刑事手段は税関により対応している。また、知的財産権の侵害に関する訴訟の一審は全て香港高等法院で審理され、判決に不服のある場合には控訴裁判所、そして終審裁判所にそれぞれ控訴、上訴することができる。

4. 問合せ先

香港高等法院（The High Court）

High Court Registry

Address: LG 1, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong

Telephone: 2523 2212

Facsimile: 2524 9725

香港税関（Customs and Excise Department）

告訴

Customs Hotline (24-hour) : (852) 2545 6182

Fax : (852) 2543 4942

Mail : Commissioner of Customs and Excise
G.P.O Box No. 1166

問い合わせ :

Enquiry Hotline (24-hr) : (852) 2815 7711

Fax : (852) 2542 3334

E-mail : customsenquiry@customs.gov.hk

III 民事訴訟

1. 民事訴訟の対象となる侵害行為の種類

専利権（専利条例第73条～75条）

- ・ 物に係る専利権については、その物の製造、使用、輸入、販売、大量所持（目的を問わず）をする行為、
- ・ 方法に係る専利権については、その方法の使用、その方法の使用を他人に供与をする行為、
- ・ 方法の専利によって直接得られた物については、その物の販売、使用、輸入、大量所持（目的を問わず）をする行為
- ・ 第三者が発明の某構成要件に関する要素は本発明に適用されかつ発明の実施に寄与することを知りながら、その要素を第三者に供給、販売の申し出をする行為（ただし、その要素は通常流通商品の場合を除くが、供給や販売の申し出の目的は第三者の犯意を誘発するものであった場合、その限りではない）。

意匠権（意匠条例第31条）

- ・ 香港で製造する行為
- ・ 販売、貸与または商業目的で輸入する行為
- ・ 販売、貸与、または販売、貸与のための申し出、または販売、貸与のための展示行為
- ・ 香港またはその他の地域で製造のために行った全ての行為
- ・ 侵害品の部品について行った全ての行為
- ・ 侵害品の部品を香港またはその他の地域で製造、組立てのために行った全ての行為

著作権

直接侵害行為（版權条例第22条～29条）：

著作物を複製する行為、複製品を複製する行為、未発行の著作物を頒布する行為、業としてコンピュータプログラムまたはレコードを貸与する行為、インターネットを通じて著作物の複製品を公衆に伝達する行為、公衆に上演、上映、展示する行為、著作物を放送する行為、文学、演劇または音楽作品創作のための著作物を翻案する行為（翻訳、編曲、映画化などを含む）、二次的著作物の利用に関する上記行為

間接侵害行為（版權条例第30～34条、第273条）：

複製品を輸入・輸出する行為（個人利用の目的は例外）、
商業目的で保有、販売、譲渡およびその他複製品に係る行為、
商業目的以外で複製品を譲渡し、著作権者の利益を害する行為、
専ら著作権侵害のために用いられる物や改造物を供給する行為、
電気回線などを通じて著作物を送信し、これらの送信に受けた他人が作品を複製できるようにした行為、
公共の場で著作権侵害の上演を認めた行為、
著作権侵害の上演のため装置を提供または装置の設置場所を提供、またはレコードやフィルムを提供する

行為、

著作権保護の措置を回避するための専用設計或いは改造装置を提供する行為、

著作権保護の措置を回避するための情報を提供し、第三者の回避行為を助けた行為

なお、これら間接侵害行為は推定の過失は働かなくて、複製品は権利侵害であることを知るまたは知るべき点が要件となる。

商標権（商標条例第 18 条）

- ・ 指定商品または役務について、登録商標と同様な標識を使用する行為、
- ・ 指定商品または役務に類似するその他の商品または役務について、登録商標と同様な標識を使用し、公衆を混同誤認させる可能性のある行為、
- ・ 指定商品または役務、或いは指定商品または役務に類似するその他の商品または役務について、登録商標に類似する標識を使用し、公衆を混同誤認させる可能性のある行為、
- ・ 指定商品または役務に類似しないその他の商品または役務について、合理的な理由がなく、著名商標の保護を受ける登録商標と同様または類似する標識を使用する行為

なお、ここで“使用”とは、

- (1) 標識を商品または包装に適用すること；
- (2) 標識を使って販売の申し出または展示すること；
- (3) 標識を使って市場に出すこと；
- (4) 標識を使って、販売の申し出、販売展示や市場に出す目的で商品を所持すること；
- (5) 標識を使って、役務サービスの申し出または役務を提供すること；
- (6) 標識を使って、輸入または輸出すること；
- (7) ビジネスペーパーまたは商業宣伝で標識を使用すること

を含む

2. 侵害に対する救済の種類及び内容

専利権：（専利条例第 80 条）

侵害行為の差し止め請求、侵害品（分解不可の部分まで含む）の（権利者側または裁判所側への）移転請求及び破棄請求、損害賠償請求、侵害によって得た利益の返還請求、専利権有効で被告に侵害された旨の公告請求（損害賠償請求と利益返還請求の同時適用は不可）

意匠権：（意匠条例第 48 条）

侵害行為の差し止め請求、侵害品の（権利者側または裁判所側への）移転請求及び破棄請求、損害賠償請求、侵害によって得た利益の返還請求（損害賠償請求と利益返還請求の同時適用は不可）、及びその他の救済措置の請求（その他の侵害救済措置を準用）

著作権：（著作権条例第 107 条～111 条）

差し止め請求、損害賠償請求、利益返還請求、複製品及び複製品製造専用設備の（権利者側或いは裁判所

側への) 移転請求及び破棄請求、及びその他の救済措置の請求 (その他の侵害救済措置を準用)

商標権 : (商標条例第 22 条、23 条)

差し止め請求権、損害賠償請求、利益返還請求、侵害品の (権利者側或いは裁判所側への) 移転請求及び破棄請求、その他の救済措置の請求 (その他の権利侵害救済措置を準用)

3. 請求権発生要件

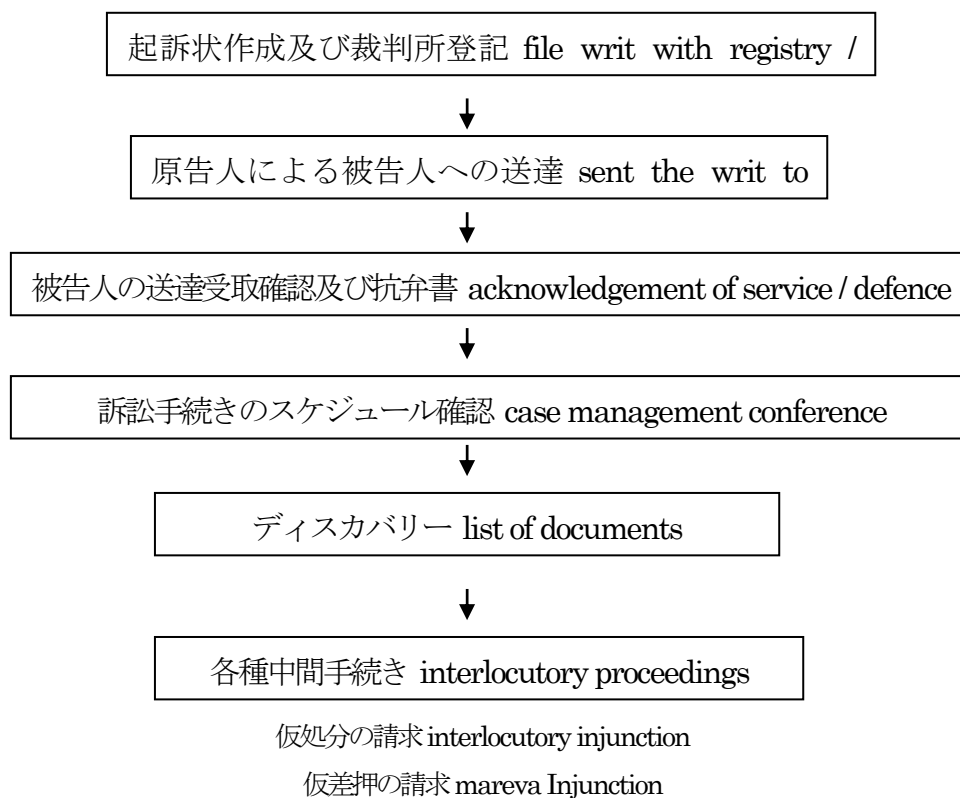
基本は侵害行為が成立した時点より、適格な当事者に請求権は発生するが、いくつかの特例規定は要注意

- (1) 損害賠償請求と利益返還請求の同時適用は不可であること (専利条例第 80 条(2))
- (2) 複製品及び複製品製造専用設備の (権利者側或いは裁判所側への) 移転請求手続きは、法定期限があること (著作権条例第 110 条)
- (3) 侵害品の (権利者側或いは裁判所側への) 移転請求手続きは、法定期限があること (商標条例第 24 条)

4. 当事者適格

権利所有者、または専用実施権者は何れも単独で民事訴訟を提起することができる。専用実施権者が単独で提訴した場合、権利所有者は訴訟参加しなければならない。

5. 訴訟手続きのフローチャート





6. 裁判所に提出すべき書類

提訴段階では、書類の提出は非常に簡単なもので、起訴状 (writ of summons) も所定用紙があつて、そこに原告人の情報や、被告人の氏名住所、起訴事項などを記載し、真実宣誓書 (statement & truth) と合わせて、費用納付の上、高等法院の受理窓口 (registry) で捺印と整理番号の付与を受けて、提訴手続き完了になるが、しかし、その後のディスカバリー段階、また、特に相手側の出方によっては、裁判所に提出すべき書類は多岐に渡るので、その都度対応する必要がある。

7. 裁判管轄権

知的財産関係の民事訴訟は、全て香港高等法院 (The High Court) の一審管轄になる。

8. 問い合わせ先

- ・ 香港高等法院 (The High Court)
High Court Registry
Address: LG 1, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong
Telephone: 2523 2212
Facsimile: 2524 9725

- ・ 香港知的財産署 (Intellectual Property Department)
24/F & 25/F Wu Chung House, 213 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong
Office Hours Monday to Friday 9am - 5:45pm
Telephone: (852)2961 6901
Fax:
Patents and Designs Registries : (852)2838 6315
Trade Marks Registry: (852)2838 6082 / (852)2574 4345
Email: enquiry@ipd.gov.hk
Website <https://iponline.ipd.gov.hk>

- 香港律師會 (The Law Society of Hong Kong)

3/F, Wing On House

71 Des Voeux Road Central, Hong Kong

Telephone : (852) 2846 0500 Fax : (852) 2845 0387

Website: http://www.hklawsoc.org.hk/pub_e/default.asp

Office Hours

Monday - Friday 09:00 am - 5:45 pm

Closed on Saturdays, Sundays and Public Holidays

IV 仮処分 (interlocutory injunction)

1. 仮処分の要件

訴訟手続き開始前、本訴終結まで侵害行為の継続・反復を防止するための衡平法上の救済措置として、仮差し止め命令を請求することができる。

実体的要件：

裁判所が仮差し止め命令を発するか否かの判断基準は、

- ① 該事件で審理すべき争点があるか否か、
- ② 本訴での正式事実審理 (trial) まで侵害行為を放置しておいた場合に原告の被る損害が賠償され得るか否か、

の二点である。なお、その際に、申立人の商業的名誉へのダメージも原告の被る損害として参酌される。

手続的要件：

- (1) 申立人は請求の理由及びその根拠を示す宣誓供述書を提出する、誤って申し立てた場合、相手に与えた損害を賠償する声明も法廷に提出する必要がある
- (2) 相手方がそれに対する反論の機会是与えられ、それも宣誓供述書の形で提出する
- (3) 訴訟手続き開始前、または何れの段階においても申出ることができる

2. 仮処分の審理

申立人の申し立てにより、裁判所が審理し、上記実体的要件が満たすと認められた場合は、仮処分命令が下される。その際に、被告人に指定反駁期日 (return date) に出頭するよう通知され、被告人は出頭して反駁する義務を負う。

VI 証拠保全 (Preservation of Evidence)

1. 手続きの概要

英法系の制度で、英国控訴院での *Anton Piller K.G. v. Manufacturing Process Ltd.* (1976 年) 事件で確定されたもので、商標権侵害・パッシングオフ事件で活用されている。証拠隠滅の可能性のある場合に、一定の要件の下に、侵害証拠の収集・保全、侵害者の財産保全等を命ずることができる英法系の下での証拠保全制度は、アントンピラー命令と称するものがある。

アントンピラー命令は非常に強力なもので、それに基づいて原告側の弁護士は相手側を家宅捜査し、証拠品を押収することができる。

アントンピラー命令 (**Anton Piller Order**) を認める要件は：

- (1) 原告に一応の主張の成立 (非常に強度の言い分) があること。
- (2) 原告の被る損害または損害のおそれが重大・深刻であること。
- (3) 被告が、知的所有権侵害を証明する証拠を有しており、かつその証拠を隠滅する真の恐れがあること。
- (4) アントンピラー命令は、法の正義がこれを必要とする希有で極端なケースにのみ認められる例外的な命令であり、アントンピラー命令がなければ、被告が証拠保全の差し止め命令に従わないと信じる真の理由があること。
- (5) 原告は、事件に関連あるすべての事項を完全かつ正直に開示しなければならない。
- (6) アントンピラー命令は、一方に原告の有する他の法的救済手段、他方に被告の聴聞の機会なく財産権の行使を奪われない権利を利益考量した上で、これを認めるべきか否かを決する必要があること。
- (7) 被告に一旦、自己の詐欺の証拠を隠滅するであろうことを示す不正直な行為があること。

(*Nobs & Another v. Kantec Electronics Co Ltd.* 事件判決を参照)

2. 申立の方法

・申立人一方的な申立てにより、発動されるもので、相手方に知らせることがなく裁判所が申立人から提出されたものに基づいて審理する。

・訴状を相手方に送達される前にでも申し立てることができる。

2. 問い合わせ先

- ・ 香港高等法院 (The High Court)

High Court Registry

Address: LG 1, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong

Telephone: 2523 2212

Facsimile: 2524 9725

VII 上訴、再審、人は宣誓供述書の形で反論することができるが、仮処分命令に従わないなければならない。

指定反駁期日 (return date) 当日に、その仮処分命令は延期すべき否かの判断は双方出席、陳述の下で裁判官が行うする。

3. 問い合わせ先

- ・ 香港高等法院 (The High Court)

High Court Registry

Address: LG 1, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong

Telephone: 2523 2212

Facsimile: 2524 9725

V 仮差押 (Mareva Injunction)

1. 仮差押の要件

実体的要件：

- (1) 申立人はその請求をサポートする証拠を提示し、勝訴の可能性が十分あること
- (2) 被告人は資産執行されるのを回避するため資産を移転、処分する可能性があること

時期的要件：

訴状提出前でも、訴訟のいずれの段階でも申し立てることができる。

2. 仮差押の審理

裁判所は自由裁量権の元で、上記実体的要件と合わせて、公平性・適宜性を酌量し、判断される。(高等法院条例第 21 条 L)

マリーヴァ差押命令は、仮処分命令と同様に、有効期限は指定反駁期日 (return date) までとなる。指定反駁期日 (return date) に双方出席、陳述の下で、マリーヴァ差押命令は延期すべきか否かは裁判官が判断する。

3. 問い合わせ先

- ・ 香港高等法院 (The High Court)
High Court Registry
Address: LG 1, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong
Telephone: 2523 2212
Facsimile: 2524 9725

不起訴処分に対する不服

1. 上訴の要件

香港では、三審終審制を採用しているため、高等法院 (High Court) の判決に不服の場合、高等法院の上訴法廷 (Court of Appeal) への控訴、終審法院 (Court of Final Appeal) への上訴の機会が残されている。

高等法院の上訴法廷 (Court of Appeal) へ控訴する場合は、高等法院 (High Court) から判決言い渡されてから 28 日以内に、上訴通知書を被上訴人側と裁判所側に送達しなければならない。その後は法廷で口頭審理期日の確定など所定の手続きを完了させれば、上訴の手続き自体は完了する。

また、上訴法廷 (Court of Appeal) の判決を不服し、終審法院 (Court of Final Appeal) に上訴する場合、控訴審の判決が言い渡されてから 28 日以内に、まず上訴の許可を請求し、終審法院の上訴委員会のヒアリングを受けてから、上訴許可を得てから上訴の手続きに入ることになる。

一方、原審法院の仮処分命令、仮差押命令やアントンピラー命令など中間的な裁判所命令 (interlocutory proceedings) に不服した場合、上訴許可を得てからでないと、上訴できないようになっている。これら裁判所命令下されてから 14 日以内、或いは 28 日以内に、現裁判官に上訴の許可を求め、拒否された場合、14 日以内に上訴法廷に再度上訴の許可を請求することができ、上訴法廷が上訴許可すべきか否かを判断する。なお、上訴許可が下りた場合、上訴人は上訴通知書を被上訴人と裁判所側に送達しなければならない。

2. 上訴裁判所の連絡先及び住所地

• General Enquiries / Comments

Address:	G/F, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong (Addressed to the Judiciary Administrator)
Opening Hours	Monday – Friday 8:45 a.m. – 6:00 p.m.
Hotline:	(852) 2869 0869
Fax:	(852) 2869 0640
E-mail:	enquiry@judiciary.gov.hk

• Clerk of Court's Office (Appeals Registry)

Address:	Room G28, G/F, High Court Building, 38 Queensway, Hong Kong
Telephone:	(852) 2825 4338 (Civil Appeals) (852) 2825 4664 (Appeal from Magistrates' Courts)
Fax:	(852) 2524 0257

• Court of Final Appeal

Address:	1 Battery Path, Central, Hong Kong
Telephone:	(852) 2123 0123
Fax:	(852) 2121 0300